

とう 闘 華

発行:ユニオン東京合同

発行人:三角 忠

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ホームページ http://www.union-tg.org/utg/

郵便振替 00110-8-120661

3・8証言で解雇無効の真実が明らかに

2014年5月31日に全日本育成会によって解雇された労働者2名は、同年9月16日に解雇無効・地位確認訴訟を提起し、2年半の裁判闘争を闘ってきたが、昨年の和解交渉の過程で被告側の不誠実な態度を客観的に曝け出させたことを通して、人証調べで真相を究明する段階に進み、3月8日を迎えた。午前の被告側の証言によって解雇のカラクリとゴマカシを暴き、午後の原告の証言によって、この解雇が絶対許されるものではない真実を明らかにした。

人証調べに先立って、25の証拠提出

原告側は、人証調べに先立って3月6日に、尋問に関連する25の証拠を裁判所に提出した。この中には、証言する三上の陳述書にある、組合との第21回団交にあたかも出席していたかのような記載は虚像であり、事実は第21回団交に出席していないことを示す書証も含んでいた。そのため、三上は証言の冒頭に空々しい訂正を述べる羽目となった。

両会の連続性と関係性を明らかにした原告の証言

2014年3月20日の評議員会・理事会で「社会福祉法人の事業廃止について」という議案の中に、提案事項として「組織に見合う法人格へと変更する」ことを含ませたいうえで採択していたのである。また、同時に「全日本育成会の三役が連合会の三役を実質的に兼務することについても組織的に決定しており、その三役が、連合会形成過程で「労働者の労働条件」に深く関与したのだ。

「新団体執行部」を兼務している久保理事長と田中常務理事が2014年4月、5月に全国の各ブロック会議に出向き、「新たな連合体の構想」について意見交換し、それらを田中常務理事がまとめ資料を作り、5月23日の「全国手をつなぐ育成会連合会設立発足準備会」で、田中常務理事が今後の予定などを説明し、久保理事長が再編にもれなく集合するように呼びかけを行った。それというのも、「新

旧組織」を兼務しているからであったことを原告は証言し両会の関係を明確にした。

事業の連続性を示す「表彰」と「事業所協議会」

2014年2月に職員に「3月末に事業を廃止する」と言っていたが、同年3月10日、全日本育成会の事業所協議会の運営委員会が行われ、開催要項の「議題2)」に「2014年度事業計画・予算」とあり、その通り会議は行われたこと、その会議では次の研修大会などの企画や、事業所協議会ニュースも議論されたのである。この点について全日本育成会本体と「両輪をなす」事業所協議会が3月末で事業終了するものではなかったことを、使用者側で証言した三上清算人（事業所協議会運営委員長）も認めたのであった。

また、2014年4月4日に、全国大会表彰推薦の依頼文が正会員育成会に発信され、5月23日に選考委員会が行われ、その結果によって、9月の連合会第1回全国大会島根大会で連合会会長表彰がされたことを、久保会長は認めた。

このように久保・三上も、事業のつながりを隠し通すことはできなかった。人証調べで、組織・事業が途切れなく継続していることが明確になり「別団体」と言い得ず、雇用の選択的な排除はできないのである。解雇は無効であることが、明らかにされた日となった。（2ページに続く）

使用者側はごまかしと敵意むき出し証言

久保は、「職員の皆さんには申し訳ないことをした」と発言したが、これまでそのようなことを直接原告らに言ったことはないし、今回の尋問で原告の岡庭、宮崎の尋問には弾劾証拠が証言の直前に提出されたが、それは本件解雇に直接関係ない、2009年・2010年の出来事についてのものであった。これが解雇に関係あると主張するなら、不当労働行為または、解雇者の選定に問題が生じることになり、いずれにしても使用者の労働者いじめをしたい意思が、法廷で繰り広げられた。「職員に申し訳ない」態度とはとても言えない展開であった。

久保会長は、被告側の弁護士からの尋問には予定通りの回答をし、原告からの尋問には、「知らない」「忘れた」「覚えてない」を繰り返し、ほとんどの尋問を煙にまく政治家の答弁のようであった。

ところが、2014年4月に久保理事長の名前で出した、「手をつなぐ」の読者（賛助会員）への葉書に「当会は・・・新団体を設立することになりました」という「今年度会費振込のご案内」という記載があることについて、「どこの会の会費なのか」という尋問には言葉に窮し、答えあぐねながらも、「2014年度の会費」と答えてしまった。これまでゴマカシてきた「全日本育成会は2014年度会費を集めてこなかった」という虚偽の主張と裏腹な本当のことを口走ってしまったのだ。使用者側の証言に、どんなにごまかしても、本音が漏れ出たのだ。

裁判は、5月8日までに最終準備書面を提出し、5月19日（金）に結審する予定である。

◆◆手をつなぐ育成会分会◆◆

2月10日の大津行動

組合は、3月8日の人証調べが決定したことから、2月10日に、全国育成会連合会の事務所のある滋賀県大津市で情宣と団交開催要求の行動を行った。

- (1) 早朝、滋賀県庁への分会ニュース配布を行った。
- (2) 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会内に事務所を置く、「全国育成会連合会」に団交開催要求行動を行った。

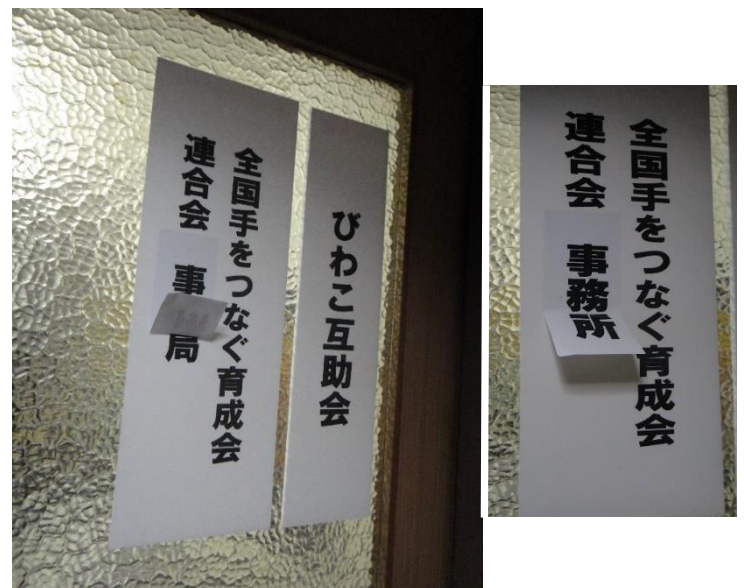
滋賀県育成会を訪問し、団交開催要求を持参していることを伝えると、東富夫事務局長が対応したが、東事務局長は、「ここは事務局ではない。事務所だ」と言い出した。「表札も『事務所』になっている」とむきになって強調する。「事務局は三役の中であり、

ここは事務局の事務サポートだけだ」と、「事務局」としたことで、各地からの要望や、実際に事業をすることになってしまい、「事務局」を引き受けて3年近くになる苛立ちが伝わってきた。

団交開催要求行動として、一部団交開催要求書を読み上げ東事務局長に手交し、その状態で記録のための写真を撮った。

その後、組合は団交開催要求行動に仕切りを付けて、公益社団法人滋賀県育成会に対して、情報公開請求を行った。公益社団法人は、財務諸表など公開することになっていて、事務所開所時間中に公開を求められたら公開することになっている。滋賀県育成会は、昨年度の決算書を公開していなかったため、組合は公開を求めたのであった。

帰りがけ、表札の「事務所」の所のところに新しい紙がついていたので、よく見るとその下から「事務局」という字が現れた。東事務局長は、言うことなすことの底が浅いのである。



- (3) 大津駅前街頭情宣を行った。

滋賀県大津市は、久保厚子会長に地元である。

そのため大津駅頭で育成会による不当解雇の撤回を求める情宣を行った。また、この2月10日から、「アメニティフォーラム」が、大津市内のホテルで開催されることになっていた。アメニティフォーラムの主催者である田中正博氏が育成会の統括でもあるが、分会ニュースを受け取って行く人が多く、アメニティフォーラム参加者にも知らせることができた。

中労委命令取消訴訟の控訴審で書面提出

全日本育成会は、中労委命令取消裁判(棄却)判決を不服として2016年11月に控訴した。

2月15日に、国(中労委)が控訴答弁書を提出、補助参加人(組合)も準備書面を提出した。補助参加人の準備書面は、原告(全日本育成会)が控訴する理由は1つもないことを指摘した。

国(中労委)の控訴答弁書でも、控訴の理由がないことを何点か指摘しているが、核心的には、「第20回及び第21回団体交渉において、組合が全日本育成会側の担当者の見解を質し、直接回答を得ようとするには何ら問題がない。組合側が労務担当理事として一貫して団体交渉に出席している高鶴かほる理事に対して、組合員の雇用契約に関する見解を質したところ、全日本育成会側伊藤昌毅弁護士がこれを繰り返し遮るなどしたため団体交渉における交渉担当者を巡って紛糾した。全日本育成会は、上記伊藤昌毅弁護士の対応や、発言を求められた高鶴かほる理事が何も答えず50分にわたって沈黙するなどした。にもかかわらず、全日本育成会は、組合が謝罪や制約をしない限り団体交渉に応じないなどの留保や条件を付け、結局団体交渉を開催しなかったのであるから、全日本育成会の対応には正当な理由など存在しないとして、不当労働行為の成立を認めた都労委の本件初審命令や、東京地裁第19部の本件緊急命令の判断はもっともなものである。」という趣旨が重要であった。

2月22日の第1回口頭弁論で結審し、4月26日が判決言い渡しとなった。

2月16日に都労委の調査

前回の12月26日の調査で、都労委からの争点整理が提示され、申立人、被申立人の意見を出すことになっていた。組合は、異論があることを伝え、さらに争点整理については、3月8日に裁判の人証調べの証言から新たな真実が出てくることが考えられるので、それを確認してから争点について検討したいことを伝えた。そのうえ、事実の解明が進んでいるので、準備書面を提出することになり、次回4月18日までに提出し、次回調査は4月25日となった。

この日、全日本育成会の清算人三上氏が終わったあと、組合に話かけ、「回答書を持ってきたが、弁護士から郵送するように言われたから、今から送る」と言ってきたのであった。

全日本育成会 団交開催を巡る経過

① 2月16日付 回答書

全日本育成会の回答書の態度は、団交に応諾するかにも読めるようになっているが、議題を、理由を示すこともなく制限するなど、団交拒否からの転換が曖昧なため、釈明を求めざるを得ないものであった。なお、「開催の期日は追って候補日を連絡する」としていた。

② 2月20日 求釈明書を清算人に送る。

全日本育成会の2月16日付回答書で詳らかにされていない意味・意図が不明な箇所があるので、釈明を求めた。

なお、「追って連絡する」としていた開催候補日は3月9日になっても、連絡はない。

◆◆ブリタニカ分会◆◆

2月22日(水)の午後2時から1時間、今年2回目の社前情宣と、小槌社長に対する団交要求行動を行った。午後2時ともなれば多少暖かくなることを期待したが、曇りがちの、空気が冷たい現場であった。支援の結集の中、マイク情宣で、これまで16年にわたり繰り返し訴えてきたブリタニカの大量不当解雇の実態、数々の不当労働行為の実態をこの日も訴えた。

団交要求行動は執行委員長、副委員長、当該の3名で行った。インタホンで来意を告げ、小槌社長の面会を求めたが、これまで通りの「不在」返事。原尻労務担当も「不在」。正面入りロドアは、この日も鍵がかけてなく半開きの状態であった。団交要求書を受け取りに出てくるのはいつもの女性事務員である。対応はとても丁寧で、素直に我々の団交要求書を受け取る。しかし会社側からの返事は皆無である。「一切無視」の態度を貫いている。女性事務員によれば、奥井相談役はほとんど出社してこないそうだ。非常勤のようなものとのことだった。

小槌社長には、これまでのブリタニカ資本の行った不当解雇の実態を直接に教える必要がある。我々の解雇撤回にかける闘争意志の強さ、そして、奥井前社長から継承した争議解決責任とはどういうものかを認識させる必要があると、痛切に思った。

◆◆ ユニオン東京合同のお知らせ ◆◆

3・11反原発福島行動'17

- 日時：3月11日（土）午後1時開会、3時デモ出発
- 場所：開成山・野外音楽堂
（郡山市開成1—5 開成山公園内）
- 主催：3・11反原発福島行動実行委員会

第2回被曝・医療 福島シンポジウム

- 日時：3月12日（日）午後1時30分
- 場所：福島グリーンパレス
（福島市太田町13—53 福島駅西口徒歩2分）
- 主催：被曝・医療 福島シンポジウム実行委員会

戦争・治安・改憲NO！霞が関デモ

- 日時：3月13日（月）18時～
- 場所：日比谷公園霞門
- 主催：戦争・治安・改憲NO！総行動実行委員会

国家緊急権は危ない！シンポ

- 日時：3月15日（水）18時～20時
- 場所：弁護士会館2階クレオ
- 講演：水島朝穂さん（早稲田大学法学学術院教授）
- 主催：東京弁護士会、第一弁護士会、第二弁護士会

さようなら原発全国集会

いのちを守れ！フクシマを忘れない

- 日時：3月20日（月・祭）
11時～ライブ、13時30分～集会
15時～デモ
- 場所：代々木公園
- 主催：「さようなら原発」一千万署名市民の会

3・22新共謀罪粉砕！国会提出阻止集会

- 日時：3月22日（水）18時30分
- 場所：日比谷図書文化館（日比谷公園内）
- 主催：現代の治安維持法と闘う会

三里塚3・26全国総決起集会 市東さんの農地を守ろう！

- 日時：3月26日（日）12時～集会 15時～デモ
- 場所：成田市赤坂公園
- 主催：三里塚芝山連合空港反対同盟

組合活動日誌			
月	日	曜	活動内容
2	10	金	滋賀県庁前分会ニュース配布、育成会連合会団交開催 組合申入れ行動・大津駅頭情宣
	15	水	育成会行政訴訟控訴審に被控訴人補助参加人として 準備書面提出 （被控訴人＝国＝中労委答弁書の提出もあり）
	16	木	育成会分会都労委調査
	22	水	育成会行政訴訟控訴審第1回期日（結審） ブリタニカ社前情宣
	25	土	ビキニデー63周年東京集会
3	1	水	定期執行委員会
	2	木	三里塚市東農地取上げストップ請求異議裁判
	5	日	第36回全国争議団交流会・交流集会
	8	水	育成会分会解雇無効裁判人証調べ
スケジュール			
月	日	曜	活動内容
3	11	土	3・11反原発福島行動'17
	12	日	第2回被曝・医療 福島シンポジウム
	13	月	戦争・治安・改憲NO！霞が関デモ ★
	15	水	シンポ「国家緊急権は危ない」 ★
	16	木	労働法制改悪阻止厚労省前情宣 12:00～13:00
	20	月	さようなら原発全国集会 ★
	21	火	共謀罪阻止国会行動 8:30～10:00 衆院第2議員会館前
	22	水	新共謀罪粉砕・国会提出阻止集会
4	23	木	阿佐ヶ谷市民講座「治安維持法と共謀罪」18:30～
	26	日	三里塚全国総決起集会 ★
	3	月	定期執行委員会
	6	木	共謀罪反対集会 18:30～日比谷野音

【短信・单身・丹心】 「この分じゃ 舌が何枚 あるのやら」

裁判の証言でクボ君が何枚もの舌を駆使している光景を目の当たりにした驚きのさめやらぬ朝、某新聞の川柳欄には、冒頭の一句だ。
てっきり、クボ君のことかと思ったら、どこかの別のリジチョウのことだった。
あちこちのリジチョウが同じようなことをしているのかな。